

## 東京都北区事業承継支援事業補助金交付要綱

7 北地産第1424号  
令和7年6月6日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、区内における中小企業者が事業承継を契機として競争力の強化及び生産性の向上を図るために行う設備投資若しくは事業所の改修又は事業の引継ぎ等を伴う既存事業の廃業を行う際に要する経費の一部を区が補助することにより、事業承継を契機とした成長及び実践的かつ円滑な事業の承継を支援することで、区内産業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業等 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する業種をいう。
- (3) その他の業種 中小企業基本法第2条第1項第2号から第4号までに規定する業種をいう。
- (4) 設備 中小企業者が事業の用に供する資産で事業所に備え付けるもののうち、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第3号に規定する機械及び装置並びに同条第7号に規定する工具、器具及び備品（観賞用植物等の生物を除く。）をいう。
- (5) 設備投資 別表の補助の欄のうち投資型の補助対象事業の欄に規定する事業に係る設備の購入又は大規模修繕（機能の回復又は効用の増加をする修繕をいう。）等を行うことをいう。
- (6) 事業承継 経営権を経営者の親族、従業員又は第三者に引き継ぐことをいう。
- (7) 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表の補助の欄に掲げる補助の区分に応じ、同表の補助対象者の欄に定める者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中小企業者

- (2) 会社にあつては区内に登録上の本店又は主たる事業所（個人事業者にあつては事業主の住所又は主たる事業所）を有する者
  - (3) 申請日時点において、同一の場所で引き続き1年以上事業を営んでいる者又はその者から事業承継した者
  - (4) その他区長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（事業を承継した者にあつては、その者に事業を承継した中小企業者を含む。）は、補助対象者としなない。
- (1) 暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者
  - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等である者。ただし、当該子会社等の親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）が中小企業者に該当する場合はこの限りでない。
  - (4) フランチャイズチェーン（他の企業等から特定の商標、商号等を使用する権利を付与され、当該権利の対価として金銭等を支払う旨の契約に基づく事業の形態をいう。）の加盟店として事業を営む者
  - (5) 会社にあつては、大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している者
  - (6) 会社にあつては、役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者
  - (7) 会社にあつては、申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税を、個人事業者にあつては前年度分の特別区民税・都民税を滞納している者
  - (8) 第4条について定める補助対象事業について、国、東京都、公社その他の団体が実施する補助金の交付を受けている者
  - (9) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
  - (10) 国、地方公共団体、公社その他の団体が実施する同種の補助金の交付を受けている者

（補助対象事業）

第4条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する別表の補助の欄に掲げる補助の区分に応じ、同表の補助対象事業の欄に定める事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の補助の欄に掲げる補助の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 第9条第2項の規定による交付決定の通知日(第10条第2項の規定による承認を受けたときは、当該承認の通知日)より前に、その全部若しくは一部が完了している補助対象事業に要した経費又は支払を完了している経費。ただし、リース料については、補助金の交付の申請をする日の属する会計年度の4月から2月末日までの期間以外の期間に係る経費
- (2) 第14条に定める実績報告書の提出日において、完了しない補助対象事業に要する経費又は支払いを完了しない経費
- (3) その全部の額が別表の補助対象経費の下限額の欄に定める額を下回る経費
- (4) 補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われること等により補助対象事業の実施に必要と認められる経費として特定することができない経費
- (5) その他区長がこの要綱による補助の対象とならない経費と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は補助対象経費(消費税を除く。)の2分の1又は別表の補助の欄に掲げる補助の区分に応じ、同表の補助限度額の欄に定める金額のいずれか少ない額とする。(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、次条の規定による補助金の交付の申請の日が属する年の4月1日から翌3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京都北区事業承継支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 東京都北区事業承継支援事業補助金事業承継計画書(別表の補助の欄に掲げる補助の区分のうち投資型にあつては別記第1号様式別紙1、廃業型にあつては別記第1号様式別紙2)
- (2) 第3条第1項に該当する者であることを確認することができる書類の写

し

- (3) 会社にあつては、その資本の額及び出資の総額を確認することができる書類の写し
- (4) 従業員の人数を確認することができる書類の写し
- (5) 住民税納税証明書
- (6) 補助対象経費の見積書の写し
- (7) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付がこの要綱及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか並びに金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都北区事業承継支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による調査の結果、補助金を交付すべきでないとき認めるときは、東京都北区事業承継支援事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 4 区長は、第2項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、区長が別に定める補助条件を付することができる。

(補助対象事業の内容の変更等)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、東京都北区事業承継支援事業補助金事業変更等承認申請書(別記第4号様式)を提出し、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容について審査し、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするのが適当であると認めるときは、これを承認し、東京都北区事業承継支援事業補助金事業変更等承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による承認に当たって、必要な条件を付することができる。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補

助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに東京都北区事業承継支援事業補助金にかかる事故報告書（別記第6号様式）により、区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者に必要な処理について、適切な指示をするものとする。

#### （状況の調査）

第12条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図ること等のため必要があると認めるときは、補助対象事業の状況に関し調査（区長が指定する中小企業診断士等による現地調査を含む）し、又は補助事業者に報告を求めることができる。

#### （補助対象事業の遂行命令）

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業者の補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助対象事業の一時停止を命じることができる。

#### （実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、東京都北区事業承継支援事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）契約書、領収書等の写しその他の補助対象事業に係る支出を証明する書類
- （3）その他区長が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定）

第15条 区長は、前条の規定による実績報告があった場合は、当該実績報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都北区事業承継支援事業補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により補

助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第9条第2項により交付決定をした額（第10条第2項の規定により補助対象事業の変更を承認したときは、当該変更により承認した額）を限度とする。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業について、これらに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、第15条の規定による通知を受けたときは、東京都北区事業承継支援事業補助金請求書（別記第9号様式）を、速やかに区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定事業を中止したとき。
  - (2) 交付決定事業が第7条の規定による補助金の交付の申請の日が属する年度内に完了する見込みがなくなったとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
  - (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、北区補助金等交付規則又はこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。
  - (6) その他補助金の交付が不相当であると区長が認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに東京都北区事業承継支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。
  - 3 前2項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 19 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(取得財産の管理)

第 20 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けて設備投資をした設備（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

(取得財産の処分等の制限等)

第 21 条 交付決定事業者は、取得財産のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、東京都北区事業承継支援事業補助金にかかる取得財産等承認申請書（別記第 11 号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）に規定する年数を経過している場合は、この限りではない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ない理由があるものと認めるときは、取得財産の処分等の承認を決定し、東京都北区事業承継支援事業補助金取得財産処分等承認通知書（別記第 12 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者による第 1 項の規定による申請があった場合における前項の承認の基準は、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日 23 財主財第 38 号。以下「都財産処分承認基準」という。）の例による。

4 区長は、第 2 項の規定により承認を受けた事業者が当該取得財産の処分により収入のあったときは、その全部又は一部を区に納付させることができる。

5 区長は、第 2 項の規定による審査をし、やむを得ない理由がないものと認めるときは、取得財産の処分等の不承認を決定し、東京都北区事業承継支援事業補助金取得財産処分等不承認通知書（別記第 13 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

6 補助事業者は、取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

(関係書類の保管等)

第 22 条 補助事業者は、この補助金及び補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

別表（第2条—第6条関係）

補助	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額		補助対象経費 の下限額
投資型	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>（1）申請日時点において、事業承継を3年以内に予定している者又は事業承継後5年を経過していない者</p> <p>（2）事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向及び具体的な事業計画を有する者</p> <p>（3）第三者承継にあっては、区内事業者から承継した者</p>	<p>事業承継を契機として競争力の強化及び生産力の向上を図る事業</p>	<p>生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を得るための活動に直接的に必要な設備の更新、設備投資及び事業所等の改修に要する経費</p>	2分の1	事業承継に係る事業が製造業等に属する事業の場合	200万円	10万円
					事業承継に係る事業がその他の業種に属する事業の場合	100万円	
廃業型	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>（1）事業承継を伴う既存事業の廃業を行う者</p> <p>（2）事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向を有する者に対して事業承継をする者</p>	<p>事業承継を伴う既存事業の廃業を行う事業</p>	<p>廃業に関する登記の申請手続に伴う専門家に支払う申請資料作成費、在庫処分費、建物解体、設備機器等処分費及び事業所の原状回復費</p>	2分の1	50万円		-